第六十四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品			
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）			
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）			
	スキー靴		X	
	その他のもの	六・七%	P	(a)
	その他の履物			
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）			
	スキー靴		X	
	その他のもの	六・七%	B10	
六四〇一・九九	その他のもの			
	ひざを覆うもの	六・七%	B10	
	その他のもの	八%	B10	
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			
	スポーツ用の履物			
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ			
	スキー靴		X	
	スノーボードブーツ	八%	B10	
六四〇二・一九	その他のもの	六・七%	B10	
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	六・七%	B10	
	その他の履物			
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの			
	保護用の金属製トーキャップを有するもの	六・七%	B10	
	その他のもの	八%	B10	
六四〇二・九九	その他のもの			
	短靴			
	保護用の金属製トーキャップを有するもの	六・七%	B10	
	その他のもの	八%	B10	
	その他のもの			
	保護用の金属製トーキャップを有するもの	六・七%	B10	
	その他のもの		X	
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）			
	スポーツ用の履物			
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		X	
六四〇三・一九	その他のもの		X	
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）			
	室内用履物	二四%	B10	
	その他のもの	二一・六%	B10	
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）			
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二一・六%	B10	
	その他のもの	二四%	B10	
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）			
六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの			
	室内用履物	二四%	P	(a)
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X	
	その他のもの			
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二一・六%	P	(a)
	その他のもの	二一・六%	B10	
六四〇三・五九	その他のもの			
	スリッパその他の室内用履物			
	スリッパ		X	
	その他のもの			
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二四%	P	(a)
	その他のもの	二四%	B10	
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X	
	その他のもの			
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二一・六%	P	(a)
	その他のもの	二一・六%	B10	
	その他の履物			
六四〇三・九一	くるぶしを覆うもの			
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X	
	その他のもの			
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二一・六%	P	(a)
	その他のもの	二一・六%	B10	
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X	
	その他のもの			
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二四%	P	(a)
	その他のもの	二四%	B10	
六四〇三・九九	その他のもの			
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X	
	その他のもの			
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二一・六%	P	(a)
	その他のもの	二一・六%	B10	
	その他のもの			
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X	
	その他のもの			
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	二四%	P	(a)
	その他のもの	二四%	B10	
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）			
	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B10	